

沖縄労働局発表
平成25年5月31日

担 当	沖縄労働局	
	職業安定部長	島田博和
	職業安定課長	大城清次
	電話：098-868-1655	

県内各市町村と“雇用対策”で連携推進

－「平成25年度沖縄雇用施策実施方針」の策定について－

沖縄労働局（局長 川口秀人）は、改正雇用対策法（平成23年4月27日法律第26号）及び同法施行規則に基づき、全国一厳しい状況にある雇用失業情勢の改善に向け、沖縄労働局及び県内各ハローワークが沖縄県と連携して実施する雇用施策の指針となる「平成25年度沖縄雇用施策実施方針」を沖縄県知事の意見を聴いて策定しました。

沖縄労働局では、同方針に基づき沖縄労働局と沖縄県が緊密な連携の下、地域の雇用情勢の改善に取り組むこととしています。

なお、[雇用施策実施方針の概要は別紙](#)のとおりとなっておりますが、[本文](#)は沖縄労働局ホームページ（<http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）に掲載します。

○雇用対策法（抄）

第31条（国と地方公共団体との連携）

国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

○雇用対策法施行規則（抄）

第13条第1項（国と地方公共団体との連携）

都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。